

○伊予市都市再生推進調査会条例

平成28年4月18日条例第24号

伊予市都市再生推進調査会条例

(設置)

第1条 都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上の推進に係る各種計画及びその実施に関し必要な調査協議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊予市都市再生推進調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査協議する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく本市の都市計画に関する基本的な方針の原案作成に関すること。
- (2) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく立地適正化計画の原案作成及び運用に関すること。
- (3) 市街地の整備改善及びまちなか居住の推進に関すること。

2 調査会は、前項に規定する調査協議が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 調査会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市長が認めた団体の関係者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 公募による市民

2 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する事務が終了するまでの期間とする。

(会長)

第4条 調査会に会長を置き、会長は、学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 調査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 調査会の会議は、委員の過半数の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 調査会の庶務は、産業建設部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条に掲げる事務が終了した日限り、その効力を失う。